

## (旧) 野川職員住宅敷地内の焼却炉解体・処分業務仕様書

(旧) 野川職員住宅敷地内の焼却炉解体・処分業務の実施に関し、委託契約書に定めるもののほか、この仕様書により実施するものとする。

### 1 業務内容

#### (1) 解体・処分対象設備

焼却炉 1 基

- ・設置場所 愛媛県宇和島市野川甲 1426-19 (旧) 野川職員住宅敷地内
- ・位置図、写真、寸法は別紙のとおり

#### (2) 解体・処分に伴う留意事項

本業務実施にあたっての主要な留意事項は次のとおり。このほか、労働安全衛生規則、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱等に記載の内容を踏まえて実施すること。

##### ア 解体方法

移動解体 (別の解体作業場まで運搬しての作業) とすること。

##### イ ダイオキシン類含有率事前分析

労働安全衛生規則第 592 条の 2 の規定により、解体作業実施前に、汚染物のダイオキシン類含有率事前分析を行うこと。なお、分析結果については記録すること。

##### ウ 環境測定

解体作業が行われる作業場において、空気中のダイオキシン類濃度の測定を単位作業場所ごとに 1 箇所以上、解体作業開始前、解体作業中に少なくとも各 1 回以上行うこと。なお、測定結果については記録すること。

##### エ 付着物除去

労働安全衛生規則第 592 条の 3 の規定により、解体作業前に、対象設備内部に付着したダイオキシン類を含む物の除去を行うこと。なお、付着物除去状況については作業前後の写真を撮影し、結果を記録すること。

##### オ 作業場所の分離・養生

ダイオキシン類による汚染の拡散を防止するため、管理区域ごとに仮設の天井・壁等による分離、あるいはビニールシート等による作業場所の養生を行うこと。

##### カ 解体廃棄物の処理

解体廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に沿って、廃棄物の種類に応じて分別し、処分すること。

##### キ 作業指揮者の選任

労働安全衛生規則第 592 条の 6 の規定により、本業務の作業指揮者を定めること。

##### ク 特別教育の実施

労働安全衛生規則第 592 条の 7 の規定により、本業務に従事する労働者に対して、次の科目について特別教育を行うこと。

- ・ダイオキシン類の有害性
- ・作業の方法及び事故の場合の措置
- ・作業開始時の設備の点検
- ・保護具の使用方法
- ・その他ダイオキシン類のばく露の防止に関し必要な事項

ケ 発散源の湿潤化

労働安全衛生規則第 592 条の 4 の規定により、作業場におけるダイオキシン類を含む物の発散源を湿潤な状態のものとすること。

コ 保護具の使用

労働安全衛生規則第 592 条の 5 の規定により、作業に従事する労働者に対して、適切な保護具を使用させるとともに、その適切な管理を行うこと。なお、保護具の使用・管理状況については記録すること。

サ 作業中の状況について写真にて記録すること。

2 本業務対象の焼却炉解体・処分にあたっては、関係法令等を順守すること。

- ・労働安全衛生法、同施行令、同規則
- ・廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成 13 年 4 月 厚生労働省基発第 401 号）
- ・ダイオキシン類対策特別措置法、同施行令、同規則
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同規則
- ・その他関係法令等

3 その他注意事項

(1) 解体作業管理区域については第 1 管理区域とし、廃棄物は判定基準値を超えないものとする。

汚染物のダイオキシン類含有率事前分析結果の数値が第 1 管理区域を超えた場合、又は特別管理産業廃棄物扱いとなった場合は、別途、愛媛県と受注者で協議とする。

(2) 汚染物のダイオキシン類含有率事前分析、空気中のダイオキシン類の測定、廃棄物の処理など、業務の一部を再委託する場合は、書面により愛媛県の承諾を得ること。

4 業務完了後提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の書類を業務完了後に提出すること。

- ・対象設備の汚染物のダイオキシン類含有率事前分析結果記録表（様式任意）
- ・空気中のダイオキシン類の測定結果記録表（様式任意）
- ・対象設備の付着物除去完了報告書（様式任意）

※作業前後の写真も添付すること。

- ・保護具使用・管理状況表（様式任意）
- ・作業状況の写真

(旧)野川職員住宅

住所: 愛媛県宇和島市野川甲1426-19



本体設置面積: W960mm × L720mm × H720mm